

## 改善の基本方針、図画工作・美術科共通の改訂ポイント

日本文教出版株式会社

### ■「学習指導要領の改善の基本方針」の解説

「答申」では基本方針として以下の5点が示されている。以下にその要旨をまとめる。

- ① 創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。
- ② 子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科、中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示す。
- ③ 創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。
- ④ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。
- ⑤ 美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

①は、教科の目標に、②は、あらたに設けられた〔共通事項〕に、③は、コミュニケーション社会や生活とに、④は、感じ取る力や思考する力を育てることと言語活動に、⑤は、改正された教育基本法での「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことに関わる。全体として、〔共通事項〕にみられるように、学習指導要領の構成や内容に関して小学校と中学校との連続性がより明確にされてきたといえる。

### ■新学習指導要領のポイント解説

#### ○〔共通事項〕について

この事項が設けられたのは、「育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にする」とともに「領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理」し明確にするためである。図画工作科では学習活動を通して、子どもの資質や能力を育てるという方向性がより明確にされた。〈共通〉には、表現と鑑賞との共通、造形遊び、絵、立体、工作の間での共通、そして図画工作科と美術科との共通の意味がある。〔共通事項〕は、図画工作・美術科を通して育てる児童・生徒の資質や能力が凝縮されたものである。（下の表を参照）

小学校・図画工作〔共通事項〕		中学校・美術〔共通事項〕	
(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。			
ア	低	自分の感覚や活動を通して、形や色などをとらえること。	形や色彩、材料、光などがもたらす性質や感情を理解すること。
	中	自分の感覚や活動を通して、形や色、組合せなどの感じをとらえること。	
	高	自分の感覚や活動を通して、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえること。	
イ	低	形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。
	中	形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。	
	高	形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。	

### ○「教科目標」について

図画工作科では「感性を働かせながら」が、あらたに教科目標に加えられた。中学校では「感性を豊かにする」ことが教科目標で以前から示されていたが、「感性」は、自分なりの感じ方やものの見方、考え方や直感的な判断力であり、他者や社会と広くコミュニケーションする力である点で小・中とも共通している。また、中学校では「美術文化についての理解を深め」が加えられたのは「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」という教育基本法の趣旨を踏まえている。

### ○「学年目標」について

小・中とも3点に分けて示され、(1)は、造形美術への関心や意欲、態度に、(2)は、発想や構想、創造的な技能に、(3)は、鑑賞の能力に関する内容である点でも小・中で共通している。

### ○「内容構成」について

内容は小学校では「A表現(1)と(2)」、「B鑑賞(1)」に分けられ、中学校では「A表現(1)と(2)と(3)」と「B鑑賞(1)」に分けられる。小学校では「A表現(1)」が造形遊びに、「A表現(2)」が絵、立体、工作に対応する。中学校では、「A表現(1)」が絵や彫刻などに関する発想や構想に、「A表現(2)」がデザインや工芸などに、「A表現(3)」が(1)と(2)で共に働く技能に対応する。このように、発想や構想とそれを実現するための技能とを並列的に示す構成は、小学校にもみられる。小学校の「A表現」の事項では、アとイが発想や構想に関わり、ウがアとイの活動を通して習得・活用される創造的な技能に関わる。

### ○「～活動を通して、次の事項を指導する」ことについて

現行の表現項目では、小学校で「(児童が)～をするように(指導)する」が「～活動を通して、次の事項を指導する」に、中学校では「次のことができるよう指導する」が同様に「～活動を通して～に関する次の事項を指導する」になった。現行では、児童・生徒の望ましい活動の様子が記述されているが、新学習指導要領では、その活動を通して育まれる資質や能力を、指導の目標として意識して指導計画を立てられるように「～活動を通して、次の事項を指導する」とした。〔共通事項〕を設けたのも同様の趣旨からである。

### ○「言語活動の充実」について

「答申」では「言語は、知的活動（論理や思考）だけではなく、…コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある」（p.53）と示されている。言葉による表現・鑑賞と形や色を通じた表現・鑑賞は排斥しあうものではないが、形や色、直感的なイメージなどを通じた言葉によらないコミュニケーション（交流）活動も図画工作・美術科における他の教科にはない独自の言語活動であることを確認したい。中学校では「批評」など言語を意識して使う活動も求められる。

### ○他教科等との関連について

小学校では、幼稚園の「表現」や生活科との関連が指摘されている。また、各教科等で道徳との関連を考慮するよう示されているが、図画工作・美術科でもユニバーサル・デザインや自然環境での造形活動、人権ポスターの作成などで、福祉、環境、人権問題などを意識させる活動を行ってきたが、さらにそうした活動を充実していく必要がある。